

市有財産の先着順売却の案内書

鳥取市

総務部 資産活用推進課

市有財産の先着順売却の案内書

一般競争入札で落札に至らなかった物件について、先着順で希望者に売却します。

購入希望者は、本案内書、物件調書、土地売買契約書（案）を熟読し、現地現況及び法令上の規制等をすべて確認のうえ、お申込みください。

1 売 買 物 件

物件 番号	種類	物件の所在地	地目	面積	売却価格	物件情報掲載日	備考
1	土地	鳥取市用瀬町用瀬 字上屋敷下夕側 465 番 9	宅地	250.43 m ²	3,082,000 円	令和7年10月1日	

※物件の内容については、物件調書等をご覧ください。

2 申 込 受 付 期 間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月10日（火）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は申込受付期間内に必着のこと。

3 申 込 場 所

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地

鳥取市総務部資産活用推進課（鳥取市役所本庁舎4階）

電話（0857）30-8135 FAX（0857）20-3948

4 申 込 方 法

上記3の申込場所に、持参又は郵送により申込みに必要な書類を提出してください。

受付は先着順（先着1者のみ）とします。同日に複数の申込みを受付した場合は、くじにより先着を決定します。

なお、郵送による申込みの場合は、休日又は受付時間外であっても提出があったものとみなします。この場合、休日又は受付時間外以後の最も早い開庁日に受付するものとします。

【注】提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

【注】売買物件については、本募集と併行して宅地建物取引業団体に売却の媒介を依頼する場合があります。

受付は、宅地建物取引業者の媒介による申込みを含めての先着順となりますのでご承知おきください。

【注】くじにより先着を決定する場合は、当該事務に参加していない職員が申込者に代わってくじ引きを行います。

5 申 込 資 格

次の各号のいずれかに該当するものは、申込みすることができません。

- (1) 契約締結能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による一般競争入札参加停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 売買物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて申込みしようとする者

6 買 受 人 の 決 定 方 法

申込資格があり、最初に申込みを受付した申込者を買受人とします。

なお、上記「4 申込方法」に記載のとおり、同日に複数の申込みを受付した場合は、くじにより先着を決定します。

7 提 出 書 類

申込みに必要な書類は次のとおりです。

- (1) 売払申請書【先着順売却】（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) [個人の場合]印鑑登録証明書

※共有の場合も含め、個人の場合で公的な写真付本人確認書類の写しを提出する場合は省略することができます。

[法人の場合]印鑑証明書

- (4) [個人の場合]住民票抄本及び身分証明書

※身分証明書は、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものを提出してください。

[法人の場合]商業登記簿（履歴事項全部証明書）

【注】(1)～(2)は必要事項を記載、押印（実印）してください。共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の連名で記入してください。なお、個人の場合で（3）に代えて運転免許証等公的な写真付

本人確認書類の写しを提出する場合は、認印でも可とします。

【注】(3)～(4)は提出前3ヶ月以内に発行されたものに限り、共有名義での登記を希望される場合、全員分をご提出ください。

【注】提出書類に不備がある場合は受付できません。

8 契約の締結

買受人は、その決定があった日（市の所定の審査が終了した日。申込者にお知らせします。）から7日以内（休日を除く）に売買契約を締結しなければなりません。

買受人が期限までに契約を締結しない場合には、売却決定は無効となります。（収入印紙等売買契約の締結に要する一切の費用は、買受人の負担となります。）

9 契約保証金

買受人は、契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

※契約保証金は売買代金に充当することができます。

10 代金の支払

売買代金は、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日（契約日から30日以内）までに全額を一括して支払っていただきます。

11 登記

売買物件の所有権移転登記は、代金が納入された後、市が行います。（登録免許税等登記に要する一切の費用は、買受人の負担となります。）

12 用途制限

買受人は、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはなりません。また、買受人は、第三者に対し売買物件を貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合には、当該義務を書面によって承継させ、当該第三者に対し当該義務を履行させなければなりません。

- (1) 性風俗等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するものの用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はこれに類するものの用途
- (4) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす用途

13 実地調査

- (1) 市は、「12 用途制限」の定めに関して、市が必要と認めるときは実地調査し、又は必要な報告を求めることができます。
- (2) 買受人は、市から要求があるときは、売買物件の利用及び処分状況等について、事実を証する資料を添えて市に報告しなければなりません。
- (3) 買受人は、正当な理由なく上記(1)、(2)に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはなりません。

14 違 約 金

買受人は、次の各号のいずれかに定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める額を違約金として市に支払わなければなりません。

- (1) 「12 用途制限」に定める義務に違反したとき：売買代金の3割の金額
- (2) 「13 実地調査」に定める義務に違反したとき：売買代金の1割の金額

15 契 約 不 適 合 責 任

買受人は、契約締結後において、売買物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、履行の追完又は契約の解除について、引き渡しの日から2年以内に市に対して協議を申し出ることができるものとし、市は、協議に応じるものとします。

16 そ の 他 注 意 事 項

- (1) 売買物件の引渡しは現状有姿のままで行います。現地説明会は行いませんので、必ず各自で申込みの前に、現地現況の確認を行ってください。
※物件内に立ち入っていただいてけっこうです。ただし、隣地に立ち入るなど近隣の迷惑とならないようご注意ください。
- (2) 物件調書においても、売却に係る条件等が設定されていますので、内容を確認のうえ遵守してください。
- (3) 売買物件の引渡し後、騒音や振動等によって近隣住民等に迷惑がかからないように十分配慮してください。売買物件の利用に関して近隣住民等との調整等が生じる場合は、すべて買受人の責任において対応してください。
- (4) この案内書に定めのない事項は、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めにより処理します。
- (5) 予告なく売却中止又は内容変更する場合があります。